○登米市公共工事の発注見通し等の公表に関する要領

平成17年５月12日
告示第286号
改正　平成18年９月１日告示第262号
平成20年12月１日告示第243号
平成21年５月１日告示第108号
平成22年３月24日告示第43号
平成24年５月11日告示第102号
平成24年11月27日告示第208号
令和７年３月31日告示第103号
令和７年７月１日告示第151号

（趣旨）

第１条　この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）第５条の規定による公共工事（市が発注する建設工事（これに関連する業務を含む。）をいう。以下同じ。）の発注の見通しに関する事項の公表並びに政令第７条の規定による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

（発注見通しに関する事項の公表）

第２条　市長は、毎年度、４月１日以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公共工事（予定価格が400万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって、市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表するものとする。

(1)　公共工事の名称、場所、期間、種別及び概要

(2)　入札及び契約の方法

(3)　入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

２　前項の規定による公表は、次のいずれかの方法により行うものとする。

(1)　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

(2)　公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法

３　前項第２号の規定による公衆の閲覧は、登米市役所内に設けた閲覧所又は市のホームページにおいて行うものとする。

４　第２項第２号に掲げる方法により公表した場合においては、当該年度の３月31日まで掲示し、又は閲覧に供するものとする。

５　発注見通しに関する事項の記載方法は、別紙１によるものとする。

（発注見通しに関する変更事項の公表）

第３条　市長は、毎年度、７月１日、10月１日及び１月１日を目途として、前条第１項の規定により公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更があ

る場合には、変更後の当該事項を公表するものとする。

２　前条第２項から第４項までの規定は、変更後の発注見通しに関する事項の公表の方法について準用する。

（入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表）

第４条　市長は、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表するものとする。これを変更したときも同様とする。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の５第１項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

(2)　自治令第167条の11第２項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

(3)　指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

２　市長は、一般競争入札又は指名競争入札による契約（公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって、市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）を締結したときは、当該契約ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、第１号から第８号までに掲げる事項にあっては、契約の締結前に公表ができるものとする。

(1)　自治令第167条の５の２の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格

(2)　一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由

(3)　指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由

(4)　入札者の商号又は名称及び入札金額

(5)　落札者の商号又は名称及び落札金額

(6)　自治令第167条の10第１項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

(7)　自治令第167条の10第２項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称

(8)　自治令第167条の10の２第１項若しくは第２項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）又は自治令第167条の13において準用する自治令第167条の10の２第１項若しくは第２項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行った場合における次に掲げる事項

ア　当該総合評価一般競争入札又は当該総合評価指名競争入札を行った理由

イ　自治令第167条の10の２第３項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する落札者決定基準

ウ　自治令第167条の10の２第１項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

エ　自治令第167条の10の２第２項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

(9)　次に掲げる契約の内容

ア　契約の相手方の商号又は名称及び住所

イ　契約案件の名称、場所、種別及び概要

ウ　契約期間

エ　契約金額

３　市長は、前項の契約について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る同項第９号イからエまでに掲げる事項及び変更の理由を公表するものとする。

４　前３項の規定による公表は、公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

５　第２条第３項の規定は、前項の規定による公衆の閲覧について準用する。

６　第２項又は第３項の規定により公表した事項については、少なくとも、公表した日（第２項第１号から第８号までに掲げる事項のうち契約の締結前に公表した事項については、契約を締結した日）の翌日から起算して１年間が経過する日まで掲示し、又は閲覧に供するものとする。

７　入札及び契約の内容に関する事項の公表については、別紙２によるものとする。

８　随意契約の公表について、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成17年５月12日から施行する。

（経過措置）

２　平成17年度における第２条第１項の規定の適用については、別に定める。

附　則（平成18年９月１日告示第262号）

この告示は、平成18年９月１日から施行する。

附　則（平成20年12月１日告示第243号）

この告示は、平成20年12月１日から施行する。

附　則（平成21年５月１日告示第108号）

この告示は、平成21年５月１日から施行する。

附　則（平成22年３月24日告示第43号）

この告示は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成24年５月11日告示第102号）

この告示は、平成24年５月11日から施行する。

附　則（平成24年11月27日告示第208号）

この告示は、平成24年12月３日から施行する。

附　則（令和７年３月31日告示第103号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年７月１日告示第151号）

（施行期日）

１　この告示は、令和７年７月１日から施行する。

（登米市低入札価格調査制度実施要綱の一部改正）

２　登米市低入札価格調査制度実施要綱（平成30年登米市告示第156号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（登米市建設工事総合評価一般競争入札実施要領の一部改正）

３　登米市建設工事総合評価一般競争入札実施要領（平成30年登米市告示第157号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（登米市建設工事入札参加資格制限付き一般競争入札実施要綱の一部改正）

４　登米市建設工事入札参加資格制限付き一般競争入札実施要綱（平成30年登米市告示第162号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別紙１（第２条関係）

各事項の記載方法

１　工事又は業務名　工事名等は仮称でも構わないものとする。

２　工事又は業務場所　大字までの記載とする。

３　工事又は業務期間　１年未満の工事又は業務は月単位で約何ヶ月と表示し、１年を超える工事又は業務は約何年何ヶ月と表示する。

４　工事又は業務種別　発注工事の種類は土木一式工事等と、業務の場合は測量業務等と記載する。

５　工事又は業務概要　設計図書の表紙等に記載している工事又は業務概要の主要な部分を記載する。

６　入札及び契約の方法　一般競争入札、指名競争入札又は随意契約と記載する。

７　入札を行う時期　１年を４期に区分し、第１四半期、第２四半期、第３四半期又は第４四半期と記載する。

別紙２（第４条関係）

入札及び契約等の公表事項

１　第４条第１項に規定する事項

(1)　登米市契約規則（平成17年登米市規則第41号）

(2)　登米市建設工事入札参加資格制限付き一般競争入札実施要綱（平成30年登米市告示第162号）

(3)　登米市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成31年登米市告示第85号）

(4)　競争入札に参加する資格を有する者の名簿

(5)　登米市指名競争入札参加者指名基準（平成31年登米市告示第86号）

２　第４条第２項に規定する事項

(1)　全ての入札執行方法に共通する内容

ア　契約の相手方の商号又は名称及び住所

イ　契約案件の名称、場所、種別及び概要

ウ　契約期間

エ　契約金額

オ　入札金額、予定価格及び最低制限価格

(2)　一般競争入札の場合

ア　入札参加条件

(3)　指名競争入札の場合

ア　指名業者選定理由